

令和3年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和4年1月12日 開会

令和4年1月12日 閉会

富士宮市農業委員会

令和4年1月12日午後1時00分富士宮市農業委員会会長望月三千夫は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 17名

農業委員出席委員

1番 佐野 芳 弘	2番 宮 島 孝 子	3番 遠 藤 恒 男
4番 望 月 三千夫	5番 赤 池 勝	6番 佐 野 正
7番 千頭和 栄 一	8番 石 川 邦 彦	9番 佐 野 公 洋
11番 村 松 義 正	12番 植 松 眞 二	13番 齊 藤 学
14番 石 川 嘉 章	15番 朝比奈 美 芳	16番 杉 浦 徳 子
17番 植 竹 繁	19番 松 永 孝 男	

欠席委員

10番 松 下 善 洋 18番 後 藤 文 隆

農地利用最適化推進委員出席委員

1番 佐野 俊 英	2番 塩 川 金 彦	3番 佐 野 三 男
4番 遠 藤 光 浩	5番 佐 野 均	6番 村 松 慎 一
7番 土 井 一 彦	8番 加 藤 文 男	9番 望 月 義 雄
10番 有 賀 文 彦	11番 鈴 木 四 郎	12番 佐 野 強
13番 近 藤 雅 隆		

欠席委員

なし

事務局職員

(併) 事務局長	中 野 信 男	次長兼振興係長	望 月 伸 浩
主任主査	深 川 亮	主 査	池 田 幸 司
主 事	大 瀧 美 緒		

議長 会長 望月三千夫（以下同じ）

それでは皆さん、改めまして明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひします。

それでは、本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、会議に入る前に、10番、松下善洋委員、18番、後藤文隆委員から本日の会議に欠席する旨の申出がありましたので御報告申し上げます。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。これより、本日をもって招集されました富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、農地法の規定による申請（届出）について取下・取消願の処理状況を事

務局に報告させます。

事務局 深川主任主査

本日、配付しました令和3年12月13日から令和4年1月11日までの農地法の規定による申請（届出）について取下・取消願の処理状況を御覧ください。

第1項、野中■■■■、畑、2, 299平方メートルほか1筆、計2, 336平方メートルにつきまして、令和3年4月16日に宅地造成（分譲10区画及び道路）を目的とした農地法第5条届出受理決定及び令和3年4月26日、区画変更による分譲10区画から9区画に変更する旨の転用計画変更届出が提出され受理をされましたが、令和3年12月20日、都合により取消願が提出されました。

報告は以上です。

議長

それでは、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日1日と決定いたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたします。

次に、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人は、6番 佐野 正委員、7番 千頭和栄一委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、会議録署名人に、6番 佐野 正委員、7番 千頭和栄一委員を指名いたします。

本日の議事日程は目次のとおり、報第1号から議第6号です。

初めに、報第1号から報第7号まで一括して事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和3年11月21日から令和3年12月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページから3ページを御覧ください。

報第1号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が9件提出されました。

続きまして、議案の4ページから5ページを御覧ください。

報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が3件提出されました。

続きまして、議案の6ページを御覧ください。

報第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、1件の届出が受理されました。

続きまして、議案の7ページを御覧ください。

報第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、1件の届出を受理しました。

続きまして、議案の8ページから11ページを御覧ください。

報第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、15件の届出を受理しました。

続きまして、議案の12ページを御覧ください。

報第6号 転用目的・事業計画変更届出書の受理について

転用事業者が当初の転用目的または事業計画を変更しようとする転用目的・事業計画変更届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、住宅から宅地造成（分譲1区画）への計画変更が1件提出されました。

続きまして、議案の13ページを御覧ください。

報第7号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について、期間が満了するのに当たり、当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので、報告する。

議案に記載のとおり、現地確認の上、1件の特例農地の利用状況を通知しました。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

よって、報第1号から報第7号まで報告済みといたします。

議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局 池田主査

議案の14ページを御覧ください。

議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転、またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真1ページを御覧ください。

申請地は北山で、北山郵便局の南西に位置する農地です。受人、上柚野の■■■■さんと渡人、北山の■■■■さんの相続人である■■■■さん、神奈川県横浜市港北の■■■■さん、神奈川県横浜市青葉区の■■■■さんとの使用貸借契約で、サツマイモ、ニンジン、レタスを栽培する計画です。受人は新規就農者で、なごみ農園等で1年程度の研修を受けております。受人は現在54歳、耕作面積は許可後6,859平方メートル、稼働人員は1名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真2ページを御覧ください。

申請地は北山で、北山医院の北東に位置する農地です。受人、山梨県南都留郡鳴沢村の■■■■さんと、渡人、上条の■■■■株式会社との売買契約で、花木等を栽培する計画です。受人は、鳴沢村にて1万5,357平方メートルほど耕作をしていますが、鳴沢村では既存農家への集約が進んでおり、経営農地をこれ以上拡大することが難しいため、当市において農地を不動産に求めたところ、当地を見つけ、買い受けするに至りました。このため当市においては初めての耕作となります。受人は現在50歳、耕作面積は許可後2万613.52平方メートル、稼働人員は1名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真3ページを御覧ください。

申請地は山宮で、山宮スポーツ公園の西側に位置する農地です。受人、山宮の■■■■さんと、渡人、山宮の■■■■さんとの売買契約で、蔬菜を栽培する計画です。渡人が高齢のため、経営規模の縮小を考えており、隣地の農地を所有する受人へ売買することとなったものです。受人は現在68歳、耕作面積は許可後3,224.64平方メートル、稼働人員は1名です。

続きまして、第4項及び別冊航空写真4ページを御覧ください。

申請地は精進川で、字札之辻分は精進川浅間神社の南に位置する農地です。また、字山本分については市立長生園の西に位置する農地です。受人、内房の■■■■さんと、渡人、熱海市梅園町の■■■■さんとの贈与契約で、梅及び野菜を栽培する計画です。受人と渡人は兄弟関係であり、渡人が遠方に居住しており、また高齢のため、農地の管理が難しく、昨年第三者への貸借関係が終了したことから受人へ贈与することとなったものです。なお、受人個人は新規就農となります。受人は現在74歳、耕作面積は許可後3,753平方メートル、稼働人員は2名です。

以上、第1項から第4項までの申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただいまの上程議案のうち、1項、2項及び4項について担当委員の調査報告をお願いします。

6番 佐野 正委員

ただいま審議中の第1項、第2項は北山ですので、続けて報告をさせていただきます。

1項につきまして、1月7日、申請地にて本人と事務局1名、会長の望月さんと私で話を聞きました。栽培技術は、なごみ農園で2年ほどの管理を経験したと聞いております。作型としては自然農法で行い、収穫物はネット販売を中心に地元のストア、マルシェ等に出荷の予定だそうです。これについて、私から注意を申し上げた点につきましては、自然農法は、除草作業等を行わない様子なので、隣地の地主とトラブルを避けるために、境界から二、三メートルは草刈り等の管理をしてくださいということをお願いしました。本人は、農業に対しては、意欲は十分に感じられますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

続きまして、2項の調査報告を行います。

1項と同日の7日に、申請者本人と事務局1名、会長の望月さんと私で話を聞きました。申請

者は、現在、山梨県の鳴沢村で1万5,000平方メートルほどの露地野菜を中心に栽培し、花の苗なども生産しております。私も少し仕事に行ったことがあるんですけども、朝10時頃には氷が解け始め、4時頃にはもう凍り始めてしまうと。冬の作付には、非常に不向きな土地となっております。山梨県での規模拡大は少し難しい点が多くて、富士宮に拡大先を見つけ、今回の申請となりました。生産物は、青物市場また直売所、花については、花市場に出荷を予定しております。現在専業農家として経営を行っておりますので問題はないと思われまますので、審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

13番 齊藤 学委員

ただいま審議中の第4項の調査結果について報告します。

1月7日、午後3時半過ぎに現地で、代理人の行政書士に事務局1名と土井委員と私が説明を聞きました。申請のとおり問題はありませんでしたので、御審議のほどよろしくお願いたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第1号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 大瀧主事

議案の17ページを御覧ください。

議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求めます。

第1項及び航空写真6ページを御覧ください。

申請地は、上条■■■■、田299平方メートルで、星山の■■■■さん及び■■さんが、使用貸借により権利設定し、分家住宅を建築しようとするものです。申請人は、現在夫の実家に住んでおりますが、独立したく住宅建築を検討したところ、妻の実家に当たる本家の所有地を借りられることとなったため申請に及んだとのこと。申請地は、大石寺の西約500メートルに位置する中山間地域にある小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。周囲は、北を道路、東を宅地、西と南を農地に接しますが、隣接地とは高低差があり、境界には見切りを施工する計画のため、影響は軽微であると思われまます。本家の所有する土地の中で周辺の農地に与える影響が最も少ないと判断できる土地を選定しており、選定理由は問題ありません。資金は借入れで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第2号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第3号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の18ページを御覧ください。

議第3号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真7ページを御覧ください。

申請地は栗倉■■■■、畑676平方メートルで、富士山南陵工業団地の南西に位置する農地です。令和3年に一度申請後の現地調査で境界の判断がはっきりできず取下げとなり、今回再度申請に及んだものです。申請地は、申請者の先代が昭和34年頃に農家住宅及び農業用倉庫を建築し利用していたものであります。都市計画法上、農家住宅、農業用倉庫であれば、非農地証明に特に問題はなく、提出された図面及び現地調査の結果、申請地の境界の確認が済んだこと、ほかに特に問題はなく、非農地として扱って差し支えないものと判断しました。

続きまして、第2項及び航空写真9ページを御覧ください。

申請地は上条■■■■、畑243平方メートルほか4筆、計814平方メートルで、千居集会所の北に位置する農地です。申請地は、周辺が山林に囲まれ、山林が侵食し、管理が大変で、耕作で不向きなため、平成20年頃から放棄し、現在に至ったものです。また、車両等が進入できず、農機具での復元が困難であるため、非農地として扱って差し支えないものと判断しました。

続きまして、第3項及び航空写真の8ページを御覧ください。

申請地は狩宿■■■■、畑268平方メートルで、お食事処あざみの東側に位置する農地です。昭和42年3月20日、申請者の先代が住宅を建築し、そのまま利用し現在に至っております。都市計画法上、線引き前宅地であり、非農地証明に問題はなく、非農地として扱って差し支えないものと判断いたしました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

3番 遠藤恒男委員

ただいま審議中の第1項の調査結果について報告いたします。

1月7日午後2時、現地にて申請者の代理人と村松委員、農業委員会事務局2名で現地を確認いたしました。昭和23年にこの土地を購入し、住宅、農業用倉庫を建設したもので、農地法を知らないで今日に至ったそうです。申請書のとおり問題ありませんので御審議のほどよろしくお願いたします。

13番 齊藤 学委員

ただいま審議中の第2項の調査結果について報告します。

1月7日午後3時、現地で代理人の行政書士から、事務局2名、土井委員と私が説明を聞きました。申請のとおり問題はありませんでしたので、御審議のほどよろしくお願いたします。

12番 植松眞二委員

ただいま審議中の第3項について報告をいたします。

1月7日、申請代理人の行政書士、事務局、私で現地で確認をいたしました。昭和42年頃、先代の父親が住宅を建設した際、住宅の一部として一体利用し、現在に至っております。隣地との境は、北、東、南側は石積みになって、西側は道路となり、境界は明確になっております。他に影響を及ぼすこともありません。申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願いたします。

議長

それでは、質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第3号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第4号 下限面積（別段の面積）の設定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

議案の19ページを御覧ください。

議第4号 下限面積（別段の面積）の設定について

農地法第3条第2項第5号の規定により、農業委員会が農林水産省で定める基準に従い市の区域内の全部または一部について別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積を下限面積とすることができる。このことについて、下限面積（別段の面積）の設定について以下のとおり提案する。

方針、現行の下限面積30アールを継続する。

下限面積については、農地法では50アールとされていますが、実情に応じた設定も可能となっており、当市では市域全体を30アールとしています。

なお、下限面積の別段面積を設定する際には、定めようとする別段の面積未満の農家の割合が

4割を下らないことという定めがあります。公表されました2020年農林業センサスにて、30アール未満の農地を耕作している農家の割合が、全農家数2,193戸のうち1,388戸と63.3%となっており、全農家数の4割以上という必要基準を満たしているため、現行の下限面積を継続するというものです。

なお、本年度4月から実施しています下限面積の緩和制度と本議案は直接関係するものではありません。

以上、御審議よろしくお願いたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

次に、採決に移ります。

議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第4号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第5号 農用地の所有権移転あっせん申出に係る買入協議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

議案の20ページを御覧ください。

議第5号 農用地の所有権移転あっせん申出に係る買入協議について

農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、農用地の所有者から所有権移転あっせん申出書の提出があったので、当該農用地について農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構による買入協議を行う旨の通知をするよう富士宮市長に要請する。

第1項及び別冊航空写真10ページを御覧ください。

申請地は人穴字西荻平■■■■、畑ほか17筆、計9万3,816平方メートルで、荻平公民館の西に位置する農地です。申請者の■■■■さんより買入あっせんの申出がありました。申請地は、これまで貸借関係が結ばれ、借人が酪農を経営しておりましたが、地主の意向により貸借関係ではなく、所有権移転でなければ利用調整が困難となっているものです。

本案件は、農地中間管理機構を介して、利用集積計画による所有権移転をするためのあっせん申出に対し、買入の協議を行うことの通知を市長に要請するものです。これが決定すると、農業委員会から市農業政策課に対し、買入協議の要請をします。その後、市として買手を探し、所有権移転の手続をしていくという流れになります。買入協議がまとまった際には、今後の農業委員会総会において、利用集積計画の中の所有権移転として議案が上程されますので、改めて御審議をお願いします。

説明は以上となります。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

17番 植竹 繁委員

この案件は、もう買い手が決まっているんじゃないですかね。その辺、分かっていますか。お願いします。

事務局 池田主査

こちらなんですけど、あっせん申し出を受けた上で買手を調整するという流れになっておりまして、現段階ではこの人といったことはございませんので、お願いいたします。

議長

ということは、今誰が、牧草地で誰かが作っているわけですか。いわゆる、管理をしている方は誰ですか。

事務局 池田主査

そうですね、おっしゃるとおり管理はしていただいています。管理はしています。

議長

ですね。地主はやめるんですか。

17番 植竹 繁委員

じゃあ、いいですか。今現状、借りている新規就農で入った子が、今、全面積借りて酪農をやっております。3年ぐらい前からこの持ち主が、もう年も年だからいつどうなるか分からないから、今、売りたいんだと、そういう申出がずっとありまして、今現状やっている人のほうへ、何とか買え、何とか買えと、そういうのをずっと言っていましたら、ここへ出てきたものですから、よかったなと思っています。

議長

この土地は、私も思い出があるわけですよ。農用地開発公団で、あのところ、いろいろ問題ありましたけれども、よくやってくれまして、特に道路から見えるところですね。じゃあ、そういう跡取り、ほかの人でもやる人あるわけですね。分かりました。

ほかには、ありませんか。

[挙手なし]

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

次に、採決に移ります。

議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第5号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第6号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

では、利用集積計画の概要等について説明いたします。議案の22ページを御覧ください。

議第6号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和3年12月24日付富農第1038号で決定を求められた富士宮市農用地利用集積計画につき、別紙のとおり決定するものとする。

別紙農用地利用集積計画（案）について説明いたします。差し替えとなっております農用地の流動化状況を御覧ください。

農用地の流動化状況ですが、利用権の設定を受ける者の数8人、利用権を設定する者の数8人、利用権を設定する農用地の面積は計5万3,413.53平方メートルとなります。続いて所有権移転について、所有権を受ける者の数1人、所有権を移転する者の数1人、所有権が移転する農用地の面積は計1,953平方メートルです。

4ページの集積計画を御覧ください。

貸借について、第1項から第9項まで全て中間管理事業になります。

それでは、第1項から順に説明いたします。

第1項及び別冊航空写真11ページを御覧ください。

第1項申請地は麓で、植竹牧場の南に位置する農地です。麓の株式会社■■■■への賃借権設定で、飼料作物の栽培、1年11か月新規になります。移転後経営面積は17万5,569平方メートルになります。

続きまして、第2項及び別冊航空写真12ページを御覧ください。

第2項申請地は根原で、朝霧メープルフームの東に位置する農地です。根原の株式会社■■■■への賃借権設定で、飼料作物の栽培、1年11か月新規になります。移転後経営面積は35万776平方メートルになります。

続きまして、第3項及び別冊航空写真13ページを御覧ください。

第3項申請地は山宮で、市立山宮小学校の南東に位置する農地です。静岡市駿河区下川原の■■■■さんへの使用賃借権設定で、花木の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は4万4,892.26平方メートルになります。

続きまして、第4項及び別冊航空写真14ページを御覧ください。こちらも差し替えとなっております。

第4項申請地は北山で、北山本門寺の南西に位置する農地です。舟久保町の■■■■さんへの使用賃借権設定で、農業用施設用地及び飼料作物の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は3,793.43平方メートルになります。

続きまして、第5項及び別冊航空写真15ページを御覧ください。

第5項申請地は猫沢で、市立柚野小学校の東に位置する農地です。下柚野の株式会社■■■■への使用賃借権設定で、野菜の栽培、5年新規になります。移転後経営面積は3万738平方メートルになります。

続きまして、第6項及び別冊航空写真16ページを御覧ください。

第6項申請地は山宮で、ファミリーマート富士宮山宮店の南東に位置する農地です。精進川の■■■■さんへの使用賃借権設定で、果樹の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は9,521平方メートルになります。

続きまして、第7項及び別冊航空写真17ページを御覧ください。

申請地は外神で、ファーマーズマーケットう宮～なの北に位置する農地です。外神東町の株式会社■■■■への使用賃借権設定で、野菜の栽培、5年新規になります。移転後経営面積は1万8,550.61平方メートルになります。

続きまして、第8項及び第9項は同一借主の案件になりますので、一括して説明します。航空写真18ページを御覧ください。

申請地は村山で、村山浅間神社の西に位置する農地です。富士市柚木の■■■■さんへの賃借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は1万4,676平方メートルになります。

続きまして、所有権移転の案件について説明いたします。

第1項及び別冊航空写真19ページを御覧ください。

申請地は山本で、ミニストップ富士岩本店の北東に位置する農地になります。買主は山本の■■■■さんで、茶を栽培する予定です。所有権移転後の経営面積は9万7,183.73平方メートル、引渡しの時期は令和4年2月1日となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第6号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき処理することに決定いたしました。

続きまして、報告事項として、農地改良届出書の受理状況を事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和3年12月13日から令和4年1月11日までの農地改良届出書について、受理状況を説明します。

本日配付しました農地改良届出書の受理状況及び航空写真添付の両面印刷のものを御覧ください。

第1項、猪之頭■■■■、畑2,958平方メートルにつきまして、現在耕作放棄地となっており、地盤が硬く、畑として利用ができなかったため、今回客土を入れて主にトウモロコシやホウレンソウ、コマツナなど根野菜の栽培を行いたく、農地を整地するために令和3年12月21日、農地改良届が提出されました。工事期間は令和4年2月15日までの予定です。土を搬入するため、管理課への農地改良届も提出済みであります。また未受理のため、管理課との調整のうえ、受理書の交付となります。

続きまして、第2項、杉田■■■■、畑、1,319平方メートルにつきまして、現在、土地に高低差があり農作業が困難な状況であるため、耕作放棄地となっておりましたが、今後果樹の栽培をしていきたいと考えており、土を搬入して高低差をなくし、栽培、搬入、出荷等の農作業の効率化を図るため、農地を整地したく、令和3年12月23日、農地改良届が提出されました。工事期間は令和4年8月31日までの予定です。土を搬入するための管理課への届出は済んでおり、受理済みであるため、令和4年1月6日、農地改良届受理書を交付しました。

なお、今般、農地・農地以外を問わず、土地の造成や盛土、農地改良について、住民の方からの関心が高く、通報等の件数が増加しています。今後、農地所有者や施工業者等から、地域の農業委員宛てに土地の造成や農地改良について相談や説明、報告があるかもしれません。このようなどきに、農地改良だからと所有者の意見を安易にのむようなことはなく、目的や所有者の意志によるものなのかなどを確認していただき、工事着手前であれば必ず市の管理課、または農業委員会事務局へ相談に行くよう指導していただきたく、お願いいたします。また、既に手続なく着手してしまっている場合には、工事の中断が必要となりますので、対応について至急、市の管理課及び農業委員会事務局のほうへ相談に行くよう指導をお願いいたします。

説明は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、御質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

農地利用最適化推進委員 2番 塩川 金彦 委員

改良届に工事用の立て看板みたいなのは、立てる義務はあるでしょうか。

事務局 深川主任主査

特に義務というものはないのですが、盛土条例に係るに関しては、管理課のほうで設置の要請をしております。農地改良届についても今年度途中からですけれども、農地改良届による農地改良についても看板を設置するように、こちらから要望を業者のほうにしております。

以上です。

農地利用最適化推進委員 2番 塩川 金彦 委員

地域の人に周知するのであれば、管理課の盛土条例にとらわれず、農業委員会が届出済書みたいなのを独自に作るなり何かして、施工業者に渡したほうが、市のほうへ、クレームじゃないですけど、問合せの連絡等もなくなるんじゃないかと思います。ぜひそうしてもらいたいです。

事務局 深川主任主査

またそれについては、検討をさせていただきたいと思いますが、農業委員会のほうでは、主に農地改良届は土地の所有者さんに出していただくものであって、ちょっと業者のほうに関するわけではないですけれども、連絡を取ることは可能だと思いますので、そこら辺についてちょっとまた検討させていただきたいと思います。

以上です。

議長

よろしゅうございますか。

農地利用最適化推進委員 1 2番 佐野 強 委員

実はこの農地改良の関係なんですけど、これ今現状、田んぼだったんですけど、今土を何か入れているようなところがあるんですよ。これについては、過去の届出、出ているかどうかというのは、事務局で全部分かりますか。

事務局 深川主任主査

うちのほうで届出を受理するこの制度は、令和2年4月1日以降に改良を行ったものについてなので、それ以前のものについては、ちょっと管理課のほうで分かるかどうかを確認する必要があります。以上です。

農地利用最適化推進委員 1 2番 佐野 強 委員

といいますと、じゃあ、管理課のほうに行って地番を言えば、調べてくれますかね。

事務局 深川主任主査

そうですね。

農地利用最適化推進員 1 2 番 佐野 強 委員

いや、僕、ちょっとチェックしようかなと思っはいるところがあるんですよ、1箇所。どういう手続されているのかどうなのか。もし駄目だったら言おうかなとは思っていたんですけども。分かりました。管理課に確認すればいいんですね。

事務局 深川主任主査

そうですね。

事務局 望月次長兼振興係長

農地改良届ということで、農業委員会のほうで令和2年、昨年度から取るようになってはいるんですけども、いわゆるこれまで農地を農地として使う、例えば田んぼを畑にするといった場合ですけども、どこも届出というのは出ていなかったんですよ。管理課につきましても面積が500平米、500立米以上の場合は、管理課でも農地改良届というふうになった、管理課の農地改良届のほうを取るようになったんですけども、それ以外であれば、どこも、いわゆる農地を農地として使うということですので問題はないだろうということで、今までそういう届出というのはなかったんですけども、昨今、土を入れるとかというような行為につきまして、大変関心も高いものですから、農業委員会においてもやっぱり農地の状況の把握ということで、昨年度から取るようになったというような状況でありますので、この案件が必ずしも農地改良届に該当するかどうかというのはちょっと分かりませんが、また御相談いただければと思いますので、よろしくお願いします。

議長

ちょっといいかな。例の熱海の件に関して、いわゆる富士宮市で盛土関係で結構現地調査してあったようでございますけど、その中で農地法に基づく農地、そういう農地の中でそういう切り盛りしたという苦情は今まであったんですか。分かる範囲内で。

事務局 深川主任主査

農地について盛土をしているんじゃないかという通報等があります。

議長

その対処は。管理課の関係もあるけどね。

事務局 深川主任主査

対処は管理課と一緒に動くような形で対応しています。

議長

何件あったの。それから場所がある程度分かれば。

事務局 深川主任主査

ほとんどが北部の根原とか麓とか人穴、ここら辺が多いんですけども。

事務局 望月次長兼振興係長

すみません、今、管理課を中心として、全庁的な取組として盛土に関する取組をしているんですけども、市のほうで問題としているのは、法律に従って届出なり許可を取らずにやっている案件につきまして、市内で16件ありました。これにつきましては、許認可等がなくやっているというような感じで、市のほうでも注意とか指導を今、行っているところでありまして、農地に関してはその中には含まれておりません。

そして、農地について含まれていないということは、いわゆる届出を出してやっている。ただ、その農地について届出を出してやっているんですけども、その施工状況に問題があるというのは、確かに農地の案件も幾つかあります。これにつきましては、こちらのほうで指導をしたり、管理課とも現地のほうへ一緒に行ったりして、現在進行中でありますので、またよく植竹委員さんが御指摘をされている農地ですけども、その辺につきましては十分把握しているところであります。

議長

これの直接関係はございませんけれども、今、県のほうで熱海のあの事故がありまして、いわゆる県下統一した条例、いわゆる県の条例に則して各市町が同じ条例をつくるということですが、進捗具合が分かりましたら、分かる。

事務局 望月次長兼振興係長

今、県の条例のほうがパブコメのほうを今やっております、それに合わせて罰則等につきまして、今後市の条例のほうも検討をしていくということを伺っております。ですので、県の条例が4月からスタートして、その後、市の条例の見直しも図っていくというような感じでおります。また詳細につきましては、来月あたり説明のほうを改めてさせていただきたいと思っております。

議長

ぜひ内容を、ぜひ分かるように、農業委員にも分かるように、また書面等についてもよろしく願います。ほかにはございませんか。

[挙手なし]

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

よって、報告済みといたします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、2月10日を予定しております。

以上をもちまして、令和4年1月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後2時5分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会
会 長

会議録署名人
6 番

会議録署名人
7 番